

広島市告示（安芸区）第38号  
令和7年4月1日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の規定に基づき、広島市阿戸福祉センターの使用料の収納事務の公金事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

- 1 指定公金事務取扱者の名称、代表者の氏名及び住所又は事業所の所在地
  - (1) 社会福祉法人広島市社会福祉協議会
  - (2) 会長 永野 正雄
  - (3) 広島市南区松原町5番1号
- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日  
令和7年4月1日
- 3 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日